

生物遺伝資源譲渡同意書

_____ (以下「譲渡者」という。)と国立大学法人広島大学 (以下「譲受者」という。)とは、次の事項に同意する。

1. 譲受者は、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、両生類リソースの譲渡を受け、これを収集、維持、保存、増殖、品質管理・向上並びに研究者及び教育者等に対する有償提供を行っている。本同意書は、譲渡者が譲受者にリソース_____ (以下「本件リソース」という。)を譲渡するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。ここでいう「譲渡」とは、本件リソースに付帯する知的財産権等の権利を含めて譲受者に移転することである。

2. 譲渡者は、本件リソースを無償で譲受者に譲渡する。譲受者は、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖、品質管理・向上を行い、研究者及び教育者等に対し有償提供を行うことができる。

3. 譲渡者は、本件リソースの譲渡にあたって、本件リソースの由来、特性並びに品質に関する正確な情報 (特許等を含む) を譲受者に提供する。譲受者は、本件リソースに関する情報を必要に応じて更新し、データベース、カタログ、ホームページ等を介して広く公開することができる。

4. 譲渡者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って譲受者に譲渡する権限を有し、法律上あるいは契約上ならん禁止ないし制限を受けていないことを確認する。

5. 本件リソースの由来は以下のとおりである。

(該当する条項の□を■とする。)

本件リソースは、譲渡者が開発したリソースであり、譲渡者が譲渡する権限を有する。

他者が開発したリソースで本件リソースの譲渡にあたっては開発者の許可を得ている。

本件リソースは、譲渡者が購入したものであるが、譲渡をすることについて制限を受けていない。

その他 ()

6. 譲受者は、本件リソースを譲渡者が定める次の条件下で利用を希望する者 (以下「利用者」という。)へ提供する。(譲受者は、付加された譲渡条件をデータベース、カタログ、ホームページ等に提供条件として掲載する。)

(該当する条項の□を■とする。)

条件を付加しない。

利用者は、研究成果の公表にあたって譲渡者の指定する文献を引用する。

[指定論文名] _____

利用者は、研究成果の公表にあたって譲渡者への謝辞の表明を必要とする。

なお、譲受者は、利用者に対し本件リソースを提供する際には、利用者から第三者への二次提供を禁じ、かつ上記の内容を遵守するように定めた適切な生物遺伝資源提供同意書を利用者との間で締結することとする。

7. 譲渡者は、本件リソースの維持、保存、増殖、品質管理・向上並びに利用者への提供段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の譲受者が意図しない本件リソースの滅失・散逸、それらに伴う譲渡者の経済的損失等について、譲受者に対し責を問わない。

8. 本件リソースの譲渡にあたっての送料は、譲受者が負担する。

9. 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。

10. 譲受者は、広島大学両生類研究センターの意見等を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は、本件リソースの維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができる。

11. 譲渡者は、本件リソースの譲渡にあたって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)、名古屋議定書に対応した国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針 (ABS指針)」等、必要に応じて該当する日本の法令及びガイドライン等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該関連法令等に基づく手続きが必要な場合には、譲渡者及び譲受者は当該法令等に従ってその手続きをしなければならない。

(該当する条項の□を■とする。)

本件リソースは、ABS指針に関して、

対応を必要としないリソースである。

必要な手続きを済ませている。

□ その他 ()

12. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通を作成し、譲渡者、譲受者それぞれ1通を所持する。

年 月 日

【譲渡者】

機関名・会社名：

所在地：

機関等代表者 役職・氏名：

印

研究責任者所属・氏名：

印

【譲受者】

機関名：国立大学法人広島大学

所在地：広島県東広島市鏡山一丁目3番2号

国立大学法人広島大学

分任契約担当職

理事（学術・社会連携担当）安倍 学 印